

平成22年6月30日

伊勢市長 鈴木 健一 様

小俣地区地域審議会
会長 織家 貞雄

合併調整に伴う「都市計画税の取扱い」及び「上下水道料金の改定」（素案）に対する意見について（回答）

平成22年5月17日付け22行第247号で意見を求められましたが、当地域審議会の意見は、次のとおりです。

記

1, 都市計画税の取扱いについて

都市計画事業は、伊勢市民の生活の維持、向上及び当市の発展に必要な不可欠の事業であり、これらの事業を実施し伊勢市の社会基盤の整備を進めるためには、都市計画税は必要不可欠な財源であることは理解する。

但し、今後は将来にわたる都市計画と都市計画税の使途内訳を明確にし、公表すること。

2, 上下水道料金の改定について

この問題については、平成19年に意見書として提出したのにもかかわらずなんら回答もなく放置されていたことは、非常に遺憾である。

しかし、住民負担の公平化、適正化については一応理解するが、料金の統一については、段階的（3年～5年間）に行うものとする。

南勢水道受水費については、今後も県、企業庁に受水費の軽減を図る努力をされたい。

また、有収率の向上を図るとともに、人件費、物件費等経常経費の尚一層の節減にも努力されたい。